

障害者活躍推進計画

| | |
|---------------------------------|--|
| 機関名 | 津市監査事務局 |
| 任命権者 | 津市代表監査委員 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） |
| 津市監査事務局における障がい者雇用に関する課題 | 津市監査事務局においては、職員全員が他機関からの出向者で占められており、当局において採用を行っておらず、かつ、現に障がいのある職員が在籍していない。 |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | <p>障害者雇用の推進に関する理解を促進することを目標とする。</p> <p>目標の達成に係る評価については、障がいに対する理解を深めるための各種研修に係る職員の受講状況について確認を行い、受講した研修内容について監査事務局内で周知することをもって行うものとする。</p> |
| ②定着に関する目標 | <p>不本意な退職が極力発生しないよう、障がいの特性に合わせた働きやすい職場環境の整備を目標とする。</p> <p>※ 今後、障がいのある職員の定着状況データを把握予定。</p> |
| 取組内容 | |
| 1. 障がいのある職員の活躍を推進する体制整備 | <p>障害者雇用推進者として監査事務局次長を選任する。</p> <p>障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、三重労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> |
| 2. 障がいのある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出 | <p>障がいにより、従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、三重労働局に相談するなどし、負担なく遂行できる職務内容について検討する。</p> |
| 3. 障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <p>障がいのある職員の在籍があった場合は、当該職員からの相談や定期的な面談を通じて必要な配慮等を把握し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の考え方に基づき、必要な措置を講じる。</p> |
| 4. その他 | <p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がいのある方々の活躍の場の拡大を図る。</p> |